

最高裁秘書第3362号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（情）答申第41号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第74号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（情）諮詢第74号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（情）答申第41号）

件名：名古屋地方裁判所における裁判官の号別在職状況を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「名古屋地裁の裁判官の号別在職状況を取りまとめた文書（個人別の給与明細等は除く。）（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和7年2月10日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 名古屋地方裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である旨主張するが、名古屋地方裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、名古屋地方裁判所において本件開示申出文書を探索したが、存在しなかったこと、名古屋地方裁判所における事務処理上、本件開示申出文書を作成し又は取得する必要もないことを説明する。裁判所における各種事務を想定しても、本件開示申出文書が必要になるとはいはず、上記最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。
- 2 以上のとおり、原判断については、名古屋地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕